

《国民健康保険税の状況》

【国民健康保険の課税】

世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していなくても納税義務者は世帯主です。

区分	所得割率	均等割	課税限度額	対象
医療保険分	7.9%	41,900円	67万円	0～74歳
後期高齢者支援金分	2.2%	14,500円	26万円	
介護保険分	2.0%	15,400円	17万円	40～64歳
子ども・子育て支援納付金分	0.25%	1,532円	3万円	0～74歳
	—	97円		18～74歳

- ・所得割額とは、前年総所得金額等から基礎控除額^{※1}を控除し、所得割率を乗じた額です。
(※1 前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円、2,400万円を超える場合は金額に応じて減少または適用されません。)
- ・均等割額とは、一人当たりの均等割に加入者数を乗じた額です。
- ・所得割額と均等割額の合計が課税限度額を超える場合は、課税限度額が保険税額になります。

◇所得の少ない世帯は負担が軽減されます

世帯の所得金額^{※2}が一定額以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	年度	軽減判定基準額の算出方法
7割	令和8年度 (変更なし)	基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
5割	令和8年度	基礎控除額(43万円) + (31万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和7年度	基礎控除額(43万円) + (30.5万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
2割	令和8年度	基礎控除額(43万円) + (57万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)
	令和7年度	基礎控除額(43万円) + (56万円 × 加入者数 ^{※4}) + 10万円 × (給与所得者等 ^{※3} の数 - 1)

※2 所得金額とは、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者（同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した者）の前年総所得金額等を合計した金額です。

※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円超）と公的年金等の所得がある方（公的年金収入が60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上)）のことです。これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数 - 1）はゼロとして計算します。

※4 加入者数には、特定同一世帯所属者を含みます。

【納付の方法】

◇特別徴収（年金からの天引き）

納付回数：年6回（年金の支払い月）

◇普通徴収（納付書や口座振替での納付）

納付回数：年8回（7月末から翌年2月末までに8回）

【当初課税基本資料】

6月末現在

		令和 7 年度	令和 8 年度	増減	
被保険者数	一般	2, 4 4 7	2, 2 5 4	△ 1 9 3	
	退職	0	0	0	
総所得金額(千円)		1, 4 0 4, 8 0 9	1, 4 4 2, 2 3 9	3 7, 4 3 0	
調定額(千円)		2 3 3, 9 7 4	2 5 0, 7 2 1	1 6, 7 4 7	
世帯数	特徴		4 9 0	4 2 7	△ 6 3
	普徴	現金	6 4 0	6 3 8	△ 2
		口座	6 4 3	6 2 4	△ 1 9
	合計※ 1		1, 7 7 3	1, 6 8 9	△ 8 4

※1：併徴者を含んでいるため、二重で計上している世帯があります。

【国民健康保険税の減免】

《令和7年度申請分》

- ・減免申請件数 1 5 世帯
- ・減免決定件数 1 5 世帯
- ・減免額 2 8 4, 5 0 0 円

内訳

収入減

- ・減免申請件数 2 世帯
- ・減免決定件数 2 世帯
- ・減免額 3, 9 0 0 円

旧被扶養者

- ・減免申請件数 1 3 世帯
- ・減免決定件数 1 3 世帯
- ・減免額 2 8 0, 6 0 0 円